

市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通事業者の職場環境の整備により、女性運転士の雇用・就労の促進を図り、もって公共交通の確保・維持に寄与するため、予算の範囲内において、女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 高速バス 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同令第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。
- (3) ハイヤー 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であって、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に事業所、車庫又は待機所を有する公共交通事業者であること。
- (2) 高速バス又はハイヤーのみを運行する公共交通事業者でないこと。
- (3) 女性の常勤運転士を雇用している又は採用見込みがあること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所、車庫又は待機所における次に掲げる設備の新設又は改修（既存設備を改修する場合は、新たに機能強化するなどの場合に限る。）とする。ただし、自社が所有するものに限る。

- (1) 専ら女性運転士の使用に供するためのトイレ、更衣室その他の女性用設備
- (2) 職場内の子どもの遊び場スペースなど子育て支援設備

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じ

たときは、これを切捨てた額。)とし、1回につき50万円を限度に補助するものとする。
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (4) 補助事業を実施する事業所において女性の常勤労働者を雇用している又は採用見込みがあることを確認できる書類
- (5) 納税完納証明書
- (6) 工事予定図面・工程表の写し
- (7) 補助対象事業を実施する箇所の現況写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に際し、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更)

第9条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとする場合は、市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金変更承認申請書(別記第3号様式)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を廃止する場合は、市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金廃止届書(別記第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認不承認を市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金変更承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後30日以内又は交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書

- (2) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類の写し
- (3) 工事の完了を証する書類の写し
- (4) 補助事業が完了した箇所の現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは審査し、補助金の額を確定し、市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金補助金確定通知書（別記第 7 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が当該補助金の交付を受けようとするときは、市原市女性運転士雇用促進等職場環境整備支援事業補助金交付請求書（別記第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合には、補助事業者に既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の整備)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。